

医 推 第 8 9 7 号
令和 6 年 1 1 月 2 2 日

公益社団法人
岡山県医師会 御中

岡山県保健医療部医療推進課

各種届出について（依頼）

保健医療行政の推進につきましては、平素から格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本年は「医師届出票」、「歯科医師届出票」、「薬剤師届出票」及び「保健師、助産師、看護師、准看護師業務従事者届」の提出年となっております。

これらの届出については、管轄保健所から案内しているところではございますが、貴会におかれましても、周知にご協力いただければ幸いです。

記

1 届出方法

次のいずれかの方法により届出を行ってください。

① オンラインによる届出：

厚生労働省「医療従事者届出システム」を利用して入力してください。

〈URL〉 <https://static.iryojujisha-todokede-sys.mhlw.go.jp/>

* デジタル化の推進を図るため、オンライン届出にご協力をお願いします。



② 書面による届出：

就業地を管轄する保健所に提出してください。

（医師・歯科医師・薬剤師届は住所地を管轄する保健所も可）

届出様式は岡山県ホームページからダウンロードしてください。

〈URL〉 <https://www.pref.okayama.jp/page/691567.html>

2 届出期限

令和 7 年 1 月 1 5 日（水）

【連絡先】

岡山県保健医療部医療推進課

【医師・歯科医師・薬剤師届】

医事班 河田（TEL:086-226-7403）

【保健師・助産師・看護師・准看護師届】

医師・看護人材確保対策班 立石（TEL:086-226-7323）



三師届・業務従事者届のオンライン届出のご案内

- ▶ 法律の規定に基づき、医師・歯科医師・薬剤師である方や、業務に従事する保健師・助産師・看護師・准看護師・歯科衛生士・歯科技工士の方は、2年に一度、業務従事状況等の届出が必要です。
- ▶ この三師届・業務従事者届は、従来は、主に紙による届出のみでしたが、令和4年度から、従事先の医療機関等にとりまとめていただいた上で、インターネットによるオンライン届出が可能となっております。
- ▶ オンライン届出の具体的な実施方法は、厚生労働省ホームページから届出実施のご案内の際にお知らせしますが、簡便な手続きで実施でき、事務負担の軽減が可能ですので、オンライン届出を積極的にご活用ください。

※ 今年度については、令和6年12月31日現在における業務従事状況等を、令和7年1月15日（水）までに届出をお願いいたします。

※ 引き続き、紙による届出も可能です。

※ 医師・歯科医師は届出を行わないと、原則として「医師等資格確認検索システム」に氏名等が掲載されませんので、忘れずに届出をお願いいたします。

オンライン届出の基本手順

- STEP 1** 医療機関等の事務担当者が、インターネットによって専用サイトにアクセスし、利用するための施設IDを取得。
- STEP 2** 事務担当者が、専用サイトにおいて医療従事者ごとに利用者IDを設定し、医療従事者本人に伝達。
- STEP 3** 医療従事者本人が、専用サイトにおいて、届出内容を入力フォームに入力、または、届出内容を記載した届出様式（Excel様式）をアップロード。
- STEP 4** 医療従事者本人が登録または事務担当者が、医療機関等に勤務する医療従事者の届出データを一括して専用サイト上で登録。



オンライン届出のメリット

●医療従事者の方にとってのメリット

- ✓ 次回以降の届出時に、前回登録した内容が表示され、入力が簡便になります。
- ✓ 自分の届出内容をいつでも閲覧できます。

●事務担当者の方にとってのメリット

- ✓ 紙媒体の配布・回収・提出等の手間を省くことができます。
- ✓ 専用サイトによって各医療従事者の届出の進捗状況をいつでも把握できます。

医師届出票について

三師届 厚生労働省

検索



1. 届出方法

次の(1)又は(2)のいずれかの方法を任意で選び、届出する。

(1) オンラインによる届出

「医療従事者届出システム」を通じてオンラインによる届出が可能。詳細は、厚生労働省ホームページを確認。

(2) 紙媒体による届出

医師届出票を切り取り線で切り離し、届出票のみを提出する。

提出先は原則として「(1)住所」を管轄する保健所長に提出する。ただし、「(8)主たる従事先」を管轄する保健所長に提出しても差し支えない。

2. 紙届出票の記入上の注意事項

(1) 令和6年医師届出票を使用する。令和6年医師届出票の裏面には、今回から追加された(16)臨床研修修了の有無の項目がある。

(2) 黒ボールペンを用いて、はっきり記入する。(鉛筆、摩擦熱でインクが消えるボールペンは使用しない。)

(3) 該当する事項に○を付けて選択する場合には、その番号を○で囲む。

(4) 誤って記入した場合の訂正は、訂正箇所にも二重線を引いて抹消し、その行の上部余白に正しい事項を記入する。また、この場合の訂正印は不要。

3. 記入要領

(1) 住所 住所の郵便番号を郵便番号欄に必ず記入し、住所欄には番地又は番号まで正確に記入する。

(2) 氏名 医師免許証に記載されている氏名を正確に記入する。婚姻等により戸籍上の改姓はしたが、医籍上の改姓がなされていない場合には、改姓した戸籍上の氏名を記入し、「(19)備考」欄に「婚姻により改姓」、「医籍の氏名変更申請中」等と明記する。医籍上の改姓はしたが、医師免許証上の改姓がなされていない場合には、改姓した医籍上の氏名を記入する。

メールアドレス 大文字、小文字、記号等を明確に記入する。

<例>「1」(イチ)、「I」(アイ)、「l」(エル)

「0」(ゼロ)、「O」(オー)

本届出票に記載したメールアドレス等の連絡先を情報配信や調査等のために利用することに同意しない場合は、右欄に○を記入する。なお、届出票に記入したメールアドレスについて、届出後の変更手続きは不要。

(5) 医籍登録番号 医師免許証に記載されている番号を、6桁で枠内に記入する。

6桁に足りない場合は、足りない桁数分、先頭に0(ゼロ)を付ける。

<例>第123号の場合 → 第 0 0 0 1 2 3 号

(6) 医籍登録年月日 医師免許証を再交付された場合には、「再交付年月日」を記入しないよう特に注意する。

(7) 従事している施設及び業務の種別 複数の施設に従事していない場合、「従たる施設・業務の種別」欄は無記入とする。なお、同一施設内で複数の業務に従事している場合は、最も長時間従事している業務の種別を選択する。

診療所	01 開設者又は法人の代表者	診療所を開設している者又は診療所を開設する法人の代表者(理事長等)
	02 勤務者	開設者又は法人の代表者を除く診療所の勤務者(臨床研修医を含む。)
病院	03 開設者又は法人の代表者	病院を開設している者又は病院を開設する法人の代表者(理事長等)
	04 勤務者	開設者又は法人の代表者以外並びに医学部を有する大学又は大学研究所の附属病院以外の病院の勤務者(臨床研修医を含む。)
医療機関	05 臨床系の教官又は教員	医学部を有する大学又は大学研究所やその附属病院に勤務する臨床系の者(教授、准教授、講師、助教等)
	06 臨床系の大学院生	医学部を有する大学又は大学研究所やその附属病院に勤務する臨床系の大学院生
	07 臨床系の勤務者で05及び06以外の者(医員、臨床研修医、その他)	医学部を有する大学又は大学研究所やその附属病院に勤務する臨床系の者(医員、臨床研修医、医局員(有給・無給にかかわらず。)、研究生等)
	08 臨床系以外の大学院生	医学部を有する大学又は大学研究所やその附属病院に勤務する臨床系以外の大学院生
	09 臨床系以外の勤務者で08以外の者(教官、教員、その他)	医学部を有する大学又は大学研究所やその附属病院に勤務する臨床系以外の者(施設管理者、基礎系の教授、准教授、講師、助教、研究生等)
介護老人保健施設	10 開設者又は法人の代表者	介護老人保健施設を開設している者又は介護老人保健施設を開設する法人の代表者(理事長等)
	11 勤務者	開設者又は法人の代表者を除く介護老人保健施設の勤務者
介護医療院	12 開設者又は法人の代表者	介護医療院を開設している者又は介護医療院を開設する法人の代表者(理事長等)
	13 勤務者	開設者又は法人の代表者を除く介護医療院の勤務者
上記以外の施設	14 医療機関以外の教育機関又は研究機関の勤務者	医学部を有していない大学又は大学研究所やその附属機関に従事している者(教授、准教授、講師、助教、大学院生、研究生等)
	15 行政機関の従事者	国、都道府県、保健所、市町村等の行政機関に従事している者
	16 14及び15以外の産業医	事業場において、労働者の健康管理等のため従事している者
	17 上記以外の保健衛生業務の従事者	血液センター、生命保険会社(嘱託医)、社会保険診療報酬支払基金等の保健衛生業務に従事している者
その他	18 その他の業務の従事者	01～17に含まれない者で、医師としての資格を必要としない業務に従事している者(会社役員等)
	19 無職の者	職業に従事していない者で、休業中、病気療養等休職中の者を含まない。

- (8) 主たる従事先 (7) 欄の「主たる施設・業務の種別」に01～17のいずれかを記入した場合の従事先について記入する。
- 所在地 郵便番号を郵便番号欄に必ず記入し、従事先の所在地欄には市・区・町村名まで記入する。
- 勤務日数 「勤務日数」は、令和6年12月1日～7日の宿直・日直以外の勤務日の合計を選択する。
なお、午前のみ、午後のみ勤務の場合は0.5日としてカウントする。
- 夜間・休日勤務(宿直・日直を含む)の回数 「夜間・休日勤務(宿直・日直を含む)の回数」は、令和6年11月1日～30日の休診日や夜間に、院内に待機して診療等の対応を行う勤務の合計を選択する。
夜勤・宿直や休日勤務・日直はそれぞれ1回、夜勤・宿直と休日勤務・日直を連続して行う場合は2回としてカウントする。
なお、オンコールはカウントしない。
- 宿直・日直の回数 「宿直・日直の回数」は、「夜間・休日勤務(宿直・日直を含む)の回数」のうち、宿直・日直の回数のみをカウントして選択する。
なお、宿直・日直は、主に病院の入院患者の病状急変に対応する体制確保を求めるもので、通常の勤務時間と同様様の労働となる夜勤・休日勤務はここには含まれない。
- 就業形態 雇用形態にかかわらず、施設で定めた勤務時間(所定労働時間)のすべてを勤務しているか否かで、常勤・非常勤を区別し、いずれかを○で囲む。施設で定めた勤務時間が週32時間未満の場合は非常勤とする。
- 主たる業務内容 最も長時間従事している業務内容を○で囲む。「3 管理」とは診療や教育・研究とは別に、施設において管理職にある者で、経営や指導等の管理業務を行うこと。「5 公衆衛生業務」とは主に公衆衛生業務を行っている者。「6 司法行政解剖業務」とは主に司法行政解剖業務を行っている者。
- 休業の取得 令和6年12月31日現在において、産前・産後休業、育児休業又は介護休業を取得している者は該当する番号を○で囲む。いずれも該当しない場合は、無記入とする。
- (9) 従たる従事先 (7) 欄の「従たる施設・業務の種別」に01～17のいずれかを記入した場合の従事先について記入する。
- 所在地 郵便番号を郵便番号欄に必ず記入し、従事先の所在地欄には市・区・町村名まで記入する。
- 勤務日数 「勤務日数」は、令和6年12月1日～7日の宿直・日直以外の勤務日の合計を選択する。
なお、午前のみ、午後のみ勤務の場合は0.5日としてカウントする。
- 夜間・休日勤務(宿直・日直を含む)の回数 「夜間・休日勤務(宿直・日直を含む)の回数」は、令和6年11月1日～30日の休診日や夜間に、院内に待機して診療等の対応を行う勤務の合計を選択する。
夜勤・宿直や休日勤務・日直はそれぞれ1回、夜勤・宿直と休日勤務・日直を連続して行う場合は2回としてカウントする。
なお、オンコールはカウントしない。
- 宿直・日直の回数 「宿直・日直の回数」は、「夜間・休日勤務(宿直・日直を含む)の回数」のうち、宿直・日直の回数のみをカウントして選択する。
なお、宿直・日直は、主に病院の入院患者の病状急変に対応する体制確保を求めるもので、通常の勤務時間と同様様の労働となる夜勤・休日勤務はここには含まれない。
- 従たる従事先の件数 令和6年12月31日現在において雇用契約等のある「従たる従事先」の件数を記入する。
- (10) 従事する診療科名等 (7) 欄の「主たる施設・業務の種別」に01～07のいずれかを記入した場合の従事先における診療科名等について、該当するすべての番号を○で囲む。該当する診療科名がない場合は、最も近い診療科名の番号を選択して○で囲む(＜例＞参照)。
- ＜例＞腫瘍内科、漢方内科、老年内科、脳卒中内科、禁煙外来→ ① 内科
人工透析内科→ ⑤ 腎臓内科
内分泌内科 → ⑦ 糖尿病内科(代謝内科)
腫瘍外科、頭頸部外科→ ⑩ 外科
- Ⅱ「18 心臓血管外科」 循環器外科に従事する者を含む。
- Ⅱ「31 産婦人科」 妊婦健診・分娩等の産科診療及び婦人科診療に従事する者。
- Ⅱ「32 産科」 婦人科診療に従事せず、妊婦健診・分娩等の産科診療にのみ従事する者。
- Ⅱ「33 婦人科」 妊婦健診・分娩等の産科診療に従事せず、婦人科診療のみに従事する者。
- Ⅳ「41 臨床研修医」 医師法第16条の2第1項の規定により、都道府県知事の指定する病院又は外国の病院で厚生労働大臣の指定するものにおいて、卒後2年間の臨床研修を受けている者。
- Ⅳ「42 全科」 診療科を限定することなく総合的に診療を行う者。総合診療に従事する者。
- Ⅴ「43 その他」 01～42に掲げる診療科以外の業務に従事している場合は、その業務を具体的に明記する。(健康管理等)

主たる診療科名の番号
(1つ)

複数の診療科に従事している場合には、そのうちの主たるものの番号を1つのみ、2桁で記入する。

<例> ① 内科
⑨ 皮膚科

主たる診療科が「① 内科」の場合 →

主たる診療科名 の番号(1つ)
01

- (11) 取得している広告可能な医師の専門性に関する資格名、麻酔科の標榜資格、社会医学系専門医及び医師少数区域経験認定医師
- 01～59に掲げる広告可能な医師の専門性に関する資格、60に掲げる麻酔科の標榜資格、61に掲げる社会医学系専門医の資格又は62に掲げる医師少数区域経験認定医師の資格を取得している場合に該当するすべての番号を○で囲む。
01～59の資格名は「医療法第6条の5第3項及び第6条の7第3項の規定に基づく医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項」(平成19年厚生労働省告示第108号)第1条第2号に基づき広告することができる医師の専門性に関する資格名である。
60の資格名は医療法第6条の6第1項の規定による診療科名として麻酔科の標榜を許可された医師の資格名である。
61の資格名は一般社団法人社会医学系専門医協会が認定する医師の専門性に関する資格名である。
62の認定医師は医療法第5条の2第1項の規定により厚生労働大臣から認定を受け、医師少数区域経験認定医師として標榜を許可された医師の認定資格名である。
- (12) 分娩の取扱いの有無
- 過去2年以内(令和5年1月1日～令和6年12月31日)の分娩の取扱いの実績について、「1 分娩の取扱いあり」又は「2 分娩の取扱いなし」の該当する番号を○で囲む。
- (13) 出身地
- あなたが高校等を卒業する前までに過ごした期間が最も長い都道府県(出身地)を記入する。
外国の場合は「外国」を○で囲む。
- (14) 医師免許取得の際に医学課程を修めた大学名等
- 大学名等の番号を1つ○で囲む。(修了した大学院名等の番号を○で囲まない。)
大学の再編・統合・改称により、医師免許取得の際に医学課程を修めた大学名が選択肢にない場合、再編・統合・改称が行われた後の大学名の番号を○で囲む。
大阪市立大学 → 48 大阪公立大学
大阪医科大学 → 74 大阪医科薬科大学
- (15) 地域枠等
- 従事要件が終了している場合を含め、地域枠等に該当する場合は記入する。
主に特定の地域への従事要件が課され、地域医療に従事する医師を養成することを主たる目的とした学生を選抜する枠であり、地元出身者を選抜する枠や大学とその関連病院に勤務することを目的とした枠も含む。奨学金貸与の有無を問わない。
- 要件となる従事年数
- 都道府県や大学などにより医学部卒業後に特定の地域や診療科、医療施設などへの従事を課せられた年数である。
- (16) 臨床研修修了の有無及び(17)臨床研修病院の所在都道府県名
- 医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修を修了した者は「1 有」を○で囲む。
「1 有」を○で囲んだ場合は、(17)の欄に臨床研修を修了した臨床研修病院が所在する都道府県名を記入する。
なお、平成16年4月の必修化以前に行われていた臨床研修は、複数の診療科での研修に限らず、単一の診療科のみでの研修も含む。
- (19) 備考
- 届出票の記入事項に説明を要すると思われる事項を明記する。歯科医師又は薬剤師免許を併せ有する者は、その旨を明記し(「歯科医師免許併有」等)、併有している届出票についても提出する。

医師法では、2年に1度の届出が義務づけられております。なお、届出を行わない医師の方は、「医師等資格確認検索システム」(https://licenseif.mhlw.go.jp/search_isei/)に氏名等が原則掲載されません。

(令和6年12月31日現在)

(1) 住所	〒 -		都道府県		市郡		区		町村		電話									
ふりがな																				
(2) 氏名											(- -)									
メールアドレス	※本届出票に記載したメールアドレス等の連絡先を情報配信や調査等のために利用することに同意しない場合は、右欄に○を付けること。同意しない場合																			
(3) 性別	1 男 ・ 2 女		(4) 生 年 月 日		1 平成 2 昭和 3 大正 4		年		月		日									
(5) 医 籍 登 録 番 号	第 号		(6) 医 籍 登 録 年 月 日		1 令和 2 平成 3 昭和 4 大正		年		月		日									
(7) 従事している施設及び業務の種別																				
回答欄		施設の種別				業 務 の 種 別														
01～19のうち1つを記入すること。		診療所				01 開設者又は法人の代表者 02 勤務者														
主たる施設・業務の種別(1つ)		病院 (医療機関附属の病院を除く。)				03 開設者又は法人の代表者 04 勤務者														
		医療機関 (医学部を有する大学又はその附属機関)				05 臨床系の教官又は教員 06 臨床系の大学院生 07 臨床系の勤務者で05及び06以外の者(医員、臨床研修医、その他) 08 臨床系以外の大学院生 09 臨床系以外の勤務者で08以外の者(教官、教員、その他)														
複数の施設に従事している場合で2番目に長時間従事している施設について01～18のうち1つを記入すること。		介護老人保健施設				10 開設者又は法人の代表者 11 勤務者														
		介護医療院				12 開設者又は法人の代表者 13 勤務者														
従たる施設・業務の種別(1つ)		上記以外の施設				14 医療機関以外の教育機関又は研究機関の勤務者 15 行政機関の従事者 16 14及び15以外の産業医 17 上記以外の保健衛生業務の従事者														
		その他				18 その他の業務の従事者 19 無職の者														
「勤務状況」の「勤務日数」は、今年度12月1日～7日の宿直・日直以外の勤務日の合計を選択する。なお、午前のみ、午後のみ、夜間の勤務の場合は0.5日としてカウントする。「夜間・休日勤務(宿直・日直を含む)の回数」は、通常の勤務又は宿直・日直の別に問わず、今年度11月1日～30日の休診日や夜間に、院内に待機して診療等の対応を行う勤務の合計を選択する。日直・宿直はそれぞれ1回、宿直と日直を連続して行う場合は2回としてカウントする。なお、オンコールはカウントしない。																				
(8) 主たる従事先(「名称」「所在地」「勤務状況」「電話」は、(7)欄の「主たる施設・業務の種別」に01～17のいずれかを記入した場合の従事先について記入すること。)																				
ふりがな												電 話								
名 称												代表電話 (- -)								
所 在 地		〒 -																		
		都道府県		市郡		区		町村												
勤務状況 該当する項目を1つ○で囲むこと。		12月1日～7日の勤務日数(日/週)(宿直・日直を除く)				0日	0.5	1.0	1.5	2.0	2.5	3.0	3.5	4.0	4.5	5.0	5.5	6.0	6.5	7.0
		11月の夜間・休日勤務(宿直・日直を含む)の回数(回/月)				0回	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10～15未満	15～20未満	20以上		
		うち、宿直・日直の回数(回/月)				0回	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10～15未満	15～20未満	20以上		
(「就業形態」「主たる業務内容」「休業の取得」は、(7)欄の「主たる施設・業務の種別」に01～05、07及び09～17のいずれかを記入した者のみが記入すること。)																				
就業形態		1 常勤		2 非常勤		※「常勤」とは原則として施設で定めた勤務時間のすべてを勤務している者(ただし、勤務時間が1週間あたり32時間未満の者は含まない)。「非常勤」とは「常勤」以外の者。														
主たる業務内容		1 診療 2 教育・研究 3 管理 4 産業医業務 5 公衆衛生業務 6 司法行政解剖業務 7 その他																		
休業の取得 (取得中の者のみ)		1 産前・産後休業 2 育児休業 3 介護休業																		
(9) 従たる従事先(複数の施設に従事している場合、(7)欄の「従たる施設・業務の種別」に01～17のいずれかを記入した場合の従事先について記入すること。)																				
ふりがな												電 話								
名 称												代表電話 (- -)								
所 在 地		〒 -																		
		都道府県		市郡		区		町村												
勤務状況 該当する項目を1つ○で囲むこと。		12月1日～7日の勤務日数(日/週)(宿直・日直を除く)				0日	0.5	1.0	1.5	2.0	2.5	3.0	3.5	4.0	4.5	5.0	5.5	6.0	6.5	7.0
		11月の夜間・休日勤務(宿直・日直を含む)の回数(回/月)				0回	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10～15未満	15～20未満	20以上		
		うち、宿直・日直の回数(回/月)				0回	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10～15未満	15～20未満	20以上		
従たる従事先の件数 件 (今年度12月31日現在で雇用契約等のある全ての従たる従事先。)																				

裏面へ続く

(10) 従事する診療科名等 従事するすべての診療科名の番号を○で囲むこと。 また、2つ以上○で囲んだ者は右欄に主たる診療科名の番号を1つ記入すること。 臨床研修医の場合、「41 臨床研修医」のみを○で囲むこと。 該当する診療科名がない場合、最も近い診療科名の番号を○で囲むこと。	(7)欄の「主たる施設・業務の種別」に01～07のいずれかを記入した者のみが記入すること。 <table border="1"> <tr> <td>I</td> <td>01 内科 04 消化器内科(胃腸内科) 07 糖尿病内科(代謝内科) 10 アレルギー科 13 小児科</td> <td>02 呼吸器内科 05 腎臓内科 08 血液内科 11 リウマチ科 14 精神科</td> <td>03 循環器内科 06 脳神経内科 09 皮膚科 12 感染症内科 15 心療内科</td> </tr> <tr> <td>II</td> <td>16 外科 19 乳腺外科 22 泌尿器科 25 整形外科 28 眼科 31 産婦人科</td> <td>17 呼吸器外科 20 気管食道外科 23 肛門外科 26 形成外科 29 耳鼻いんこう科 32 産科</td> <td>18 心臓血管外科 21 消化器外科(胃腸外科) 24 脳神経外科 27 美容外科 30 小児外科 33 婦人科</td> </tr> <tr> <td>III</td> <td>34 リハビリテーション科 37 病理診断科 40 集中治療科</td> <td>35 放射線科 38 臨床検査科</td> <td>36 麻酔科 39 救急科</td> </tr> <tr> <td>IV</td> <td>41 臨床研修医</td> <td>42 全科</td> <td></td> </tr> <tr> <td>V</td> <td>43 その他()</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> 主たる診療科名の番号(1つ)	I	01 内科 04 消化器内科(胃腸内科) 07 糖尿病内科(代謝内科) 10 アレルギー科 13 小児科	02 呼吸器内科 05 腎臓内科 08 血液内科 11 リウマチ科 14 精神科	03 循環器内科 06 脳神経内科 09 皮膚科 12 感染症内科 15 心療内科	II	16 外科 19 乳腺外科 22 泌尿器科 25 整形外科 28 眼科 31 産婦人科	17 呼吸器外科 20 気管食道外科 23 肛門外科 26 形成外科 29 耳鼻いんこう科 32 産科	18 心臓血管外科 21 消化器外科(胃腸外科) 24 脳神経外科 27 美容外科 30 小児外科 33 婦人科	III	34 リハビリテーション科 37 病理診断科 40 集中治療科	35 放射線科 38 臨床検査科	36 麻酔科 39 救急科	IV	41 臨床研修医	42 全科		V	43 その他()						
I	01 内科 04 消化器内科(胃腸内科) 07 糖尿病内科(代謝内科) 10 アレルギー科 13 小児科	02 呼吸器内科 05 腎臓内科 08 血液内科 11 リウマチ科 14 精神科	03 循環器内科 06 脳神経内科 09 皮膚科 12 感染症内科 15 心療内科																						
II	16 外科 19 乳腺外科 22 泌尿器科 25 整形外科 28 眼科 31 産婦人科	17 呼吸器外科 20 気管食道外科 23 肛門外科 26 形成外科 29 耳鼻いんこう科 32 産科	18 心臓血管外科 21 消化器外科(胃腸外科) 24 脳神経外科 27 美容外科 30 小児外科 33 婦人科																						
III	34 リハビリテーション科 37 病理診断科 40 集中治療科	35 放射線科 38 臨床検査科	36 麻酔科 39 救急科																						
IV	41 臨床研修医	42 全科																							
V	43 その他()																								
(11) 取得している広告可能な医師の専門性に関する資格名、麻酔科の標榜資格、社会医学系専門医及び医師少数区域経験認定医師 取得しているすべての資格名の番号を○で囲むこと。 ※01, 18, 19は日本専門医機構認定資格、02～17は、日本専門医機構又は学会認定資格、20～59は学会認定資格	医療法に基づいて広告することが可能とされている医師の専門性に関する資格、麻酔科の標榜資格(麻酔科標榜医)、社会医学系専門医及び医師少数区域経験認定医師を指す。専門性に関する資格は更新制であるため、現時点で資格を取得しているかどうかを確認の上記入すること。 <table border="1"> <tr> <td>I</td> <td>01 内科専門医 04 精神科専門医 07 産婦人科専門医 10 泌尿器科専門医 13 麻酔科専門医 16 形成外科専門医 19 総合診療専門医</td> <td>02 小児科専門医 05 外科専門医 08 眼科専門医 11 脳神経外科専門医 14 病理専門医 17 リハビリテーション科専門医</td> <td>03 皮膚科専門医 06 整形外科専門医 09 耳鼻咽喉科専門医 12 放射線科専門医 15 救急科専門医 18 臨床検査専門医</td> </tr> <tr> <td>I</td> <td>20 総合内科専門医 23 消化器病専門医 26 神経内科専門医 29 血液専門医 32 感染症専門医</td> <td>21 呼吸器専門医 24 腎臓専門医 27 糖尿病専門医 30 アレルギー専門医 33 心療内科専門医</td> <td>22 循環器専門医 25 肝臓専門医 28 内分泌代謝科専門医 31 リウマチ専門医</td> </tr> <tr> <td>I</td> <td>34 呼吸器外科専門医 37 気管食道科専門医</td> <td>35 心臓血管外科専門医 38 消化器外科専門医</td> <td>36 乳腺専門医 39 小児外科専門医</td> </tr> <tr> <td>I</td> <td>40 超音波専門医 43 老年病専門医 46 漢方専門医 49 核医学専門医 52 ペインクリニック専門医 55 がん薬物療法専門医 58 小児神経専門医</td> <td>41 細胞診専門医 44 消化器内視鏡専門医 47 レーザー専門医 50 大腸肛門病専門医 53 熱傷専門医 56 周産期(新生児)専門医 59 一般病院連携精神医学専門医</td> <td>42 透視専門医 45 臨床遺伝専門医 48 気管支鏡専門医 51 婦人科腫瘍専門医 54 脳血管内治療専門医 57 生殖医療専門医</td> </tr> <tr> <td>II</td> <td>60 麻酔科標榜医</td> <td>III</td> <td>61 社会医学系専門医</td> </tr> <tr> <td>IV</td> <td>62 医師少数区域経験認定医師</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	I	01 内科専門医 04 精神科専門医 07 産婦人科専門医 10 泌尿器科専門医 13 麻酔科専門医 16 形成外科専門医 19 総合診療専門医	02 小児科専門医 05 外科専門医 08 眼科専門医 11 脳神経外科専門医 14 病理専門医 17 リハビリテーション科専門医	03 皮膚科専門医 06 整形外科専門医 09 耳鼻咽喉科専門医 12 放射線科専門医 15 救急科専門医 18 臨床検査専門医	I	20 総合内科専門医 23 消化器病専門医 26 神経内科専門医 29 血液専門医 32 感染症専門医	21 呼吸器専門医 24 腎臓専門医 27 糖尿病専門医 30 アレルギー専門医 33 心療内科専門医	22 循環器専門医 25 肝臓専門医 28 内分泌代謝科専門医 31 リウマチ専門医	I	34 呼吸器外科専門医 37 気管食道科専門医	35 心臓血管外科専門医 38 消化器外科専門医	36 乳腺専門医 39 小児外科専門医	I	40 超音波専門医 43 老年病専門医 46 漢方専門医 49 核医学専門医 52 ペインクリニック専門医 55 がん薬物療法専門医 58 小児神経専門医	41 細胞診専門医 44 消化器内視鏡専門医 47 レーザー専門医 50 大腸肛門病専門医 53 熱傷専門医 56 周産期(新生児)専門医 59 一般病院連携精神医学専門医	42 透視専門医 45 臨床遺伝専門医 48 気管支鏡専門医 51 婦人科腫瘍専門医 54 脳血管内治療専門医 57 生殖医療専門医	II	60 麻酔科標榜医	III	61 社会医学系専門医	IV	62 医師少数区域経験認定医師		
I	01 内科専門医 04 精神科専門医 07 産婦人科専門医 10 泌尿器科専門医 13 麻酔科専門医 16 形成外科専門医 19 総合診療専門医	02 小児科専門医 05 外科専門医 08 眼科専門医 11 脳神経外科専門医 14 病理専門医 17 リハビリテーション科専門医	03 皮膚科専門医 06 整形外科専門医 09 耳鼻咽喉科専門医 12 放射線科専門医 15 救急科専門医 18 臨床検査専門医																						
I	20 総合内科専門医 23 消化器病専門医 26 神経内科専門医 29 血液専門医 32 感染症専門医	21 呼吸器専門医 24 腎臓専門医 27 糖尿病専門医 30 アレルギー専門医 33 心療内科専門医	22 循環器専門医 25 肝臓専門医 28 内分泌代謝科専門医 31 リウマチ専門医																						
I	34 呼吸器外科専門医 37 気管食道科専門医	35 心臓血管外科専門医 38 消化器外科専門医	36 乳腺専門医 39 小児外科専門医																						
I	40 超音波専門医 43 老年病専門医 46 漢方専門医 49 核医学専門医 52 ペインクリニック専門医 55 がん薬物療法専門医 58 小児神経専門医	41 細胞診専門医 44 消化器内視鏡専門医 47 レーザー専門医 50 大腸肛門病専門医 53 熱傷専門医 56 周産期(新生児)専門医 59 一般病院連携精神医学専門医	42 透視専門医 45 臨床遺伝専門医 48 気管支鏡専門医 51 婦人科腫瘍専門医 54 脳血管内治療専門医 57 生殖医療専門医																						
II	60 麻酔科標榜医	III	61 社会医学系専門医																						
IV	62 医師少数区域経験認定医師																								
(12) 分娩の取扱いの有無(過去2年以内の実績)	1 分娩の取扱いあり 2 分娩の取扱いなし (13) 出身地 [都道府県] ・ 外国																								
(14) 医師免許取得の際に医学課程を修めた大学名等 大学名等の番号を1つ○で囲むこと。(修了した大学院名等の番号を○で囲まないこと。) 大学の再編・統合・改称により、医師免許取得の際に医学課程を修めた大学名が選択肢にない場合、再編・統合・改称が行われた後の大学名の番号を○で囲むこと。	<table border="1"> <tr> <td>国立</td> <td>01 北海道大学 05 秋田大学 09 千葉大学 13 富山大学 17 信州大学 21 三重大学 25 神戸大学 29 広島大学 33 愛媛大学 37 長崎大学 41 鹿児島大学</td> <td>02 旭川医科大学 06 山形大学 10 東京大学 14 金沢大学 18 岐阜大学 22 滋賀医科大学 26 鳥取大学 30 山口大学 34 高知大学 38 熊本大学 42 琉球大学</td> <td>03 弘前大学 07 筑波大学 11 東京医科歯科大学 15 福井大学 19 浜松医科大学 23 京都大学 27 島根大学 31 徳島大学 35 九州大学 39 大分大学</td> <td>04 東北大学 08 群馬大学 12 新潟大学 16 山梨大学 20 名古屋大学 24 大阪大学 28 岡山大学 32 香川大学 36 佐賀大学 40 宮崎大学</td> </tr> <tr> <td>公立</td> <td>43 札幌医科大学 47 京都府立医科大学</td> <td>44 福島県立医科大学 48 大阪公立大学</td> <td>45 横浜市立大学 49 奈良県立医科大学</td> <td>46 名古屋市立大学 50 和歌山県立医科大学</td> </tr> <tr> <td>私立・大学校・外国医科大学その他</td> <td>51 岩手医科大学 55 埼玉医科大学 59 順天堂大学 63 東京慈恵会医科大学 67 日本医科大学 71 金沢医科大学 75 関西医科大学 79 久留米大学 83 外国の医科大学</td> <td>52 東北医科薬科大学 56 国際医療福祉大学 60 昭和大学 64 東京女子医科大学 68 北里大学 72 愛知医科大学 76 近畿大学 80 福岡大学 84 その他</td> <td>53 自治医科大学 57 杏林大学 61 帝京大学 65 東邦大学 69 聖マリアンナ医科大学 73 藤田医科大学 77 兵庫医科大学 81 産業医科大学</td> <td>54 獨協医科大学 58 慶應義塾大学 62 東京医科大学 66 日本大学 70 東海大学 74 大阪医科薬科大学 78 川崎医科大学 82 防衛医科大学校</td> </tr> </table>	国立	01 北海道大学 05 秋田大学 09 千葉大学 13 富山大学 17 信州大学 21 三重大学 25 神戸大学 29 広島大学 33 愛媛大学 37 長崎大学 41 鹿児島大学	02 旭川医科大学 06 山形大学 10 東京大学 14 金沢大学 18 岐阜大学 22 滋賀医科大学 26 鳥取大学 30 山口大学 34 高知大学 38 熊本大学 42 琉球大学	03 弘前大学 07 筑波大学 11 東京医科歯科大学 15 福井大学 19 浜松医科大学 23 京都大学 27 島根大学 31 徳島大学 35 九州大学 39 大分大学	04 東北大学 08 群馬大学 12 新潟大学 16 山梨大学 20 名古屋大学 24 大阪大学 28 岡山大学 32 香川大学 36 佐賀大学 40 宮崎大学	公立	43 札幌医科大学 47 京都府立医科大学	44 福島県立医科大学 48 大阪公立大学	45 横浜市立大学 49 奈良県立医科大学	46 名古屋市立大学 50 和歌山県立医科大学	私立・大学校・外国医科大学その他	51 岩手医科大学 55 埼玉医科大学 59 順天堂大学 63 東京慈恵会医科大学 67 日本医科大学 71 金沢医科大学 75 関西医科大学 79 久留米大学 83 外国の医科大学	52 東北医科薬科大学 56 国際医療福祉大学 60 昭和大学 64 東京女子医科大学 68 北里大学 72 愛知医科大学 76 近畿大学 80 福岡大学 84 その他	53 自治医科大学 57 杏林大学 61 帝京大学 65 東邦大学 69 聖マリアンナ医科大学 73 藤田医科大学 77 兵庫医科大学 81 産業医科大学	54 獨協医科大学 58 慶應義塾大学 62 東京医科大学 66 日本大学 70 東海大学 74 大阪医科薬科大学 78 川崎医科大学 82 防衛医科大学校									
国立	01 北海道大学 05 秋田大学 09 千葉大学 13 富山大学 17 信州大学 21 三重大学 25 神戸大学 29 広島大学 33 愛媛大学 37 長崎大学 41 鹿児島大学	02 旭川医科大学 06 山形大学 10 東京大学 14 金沢大学 18 岐阜大学 22 滋賀医科大学 26 鳥取大学 30 山口大学 34 高知大学 38 熊本大学 42 琉球大学	03 弘前大学 07 筑波大学 11 東京医科歯科大学 15 福井大学 19 浜松医科大学 23 京都大学 27 島根大学 31 徳島大学 35 九州大学 39 大分大学	04 東北大学 08 群馬大学 12 新潟大学 16 山梨大学 20 名古屋大学 24 大阪大学 28 岡山大学 32 香川大学 36 佐賀大学 40 宮崎大学																					
公立	43 札幌医科大学 47 京都府立医科大学	44 福島県立医科大学 48 大阪公立大学	45 横浜市立大学 49 奈良県立医科大学	46 名古屋市立大学 50 和歌山県立医科大学																					
私立・大学校・外国医科大学その他	51 岩手医科大学 55 埼玉医科大学 59 順天堂大学 63 東京慈恵会医科大学 67 日本医科大学 71 金沢医科大学 75 関西医科大学 79 久留米大学 83 外国の医科大学	52 東北医科薬科大学 56 国際医療福祉大学 60 昭和大学 64 東京女子医科大学 68 北里大学 72 愛知医科大学 76 近畿大学 80 福岡大学 84 その他	53 自治医科大学 57 杏林大学 61 帝京大学 65 東邦大学 69 聖マリアンナ医科大学 73 藤田医科大学 77 兵庫医科大学 81 産業医科大学	54 獨協医科大学 58 慶應義塾大学 62 東京医科大学 66 日本大学 70 東海大学 74 大阪医科薬科大学 78 川崎医科大学 82 防衛医科大学校																					
医学課程を修めた外国の医科大学のある国医学校の番号を1つ○で囲むこと。	(14)欄の83を○で囲んだ者のみが記入すること。 <table border="1"> <tr> <td>1 英国</td> <td>2 オーストラリア</td> <td>3 韓国</td> <td>4 中国</td> <td>5 ハンガリー</td> </tr> <tr> <td>6 ブラジル</td> <td>7 米国</td> <td>8 ルーマニア</td> <td>9 その他()</td> <td></td> </tr> </table>	1 英国	2 オーストラリア	3 韓国	4 中国	5 ハンガリー	6 ブラジル	7 米国	8 ルーマニア	9 その他()															
1 英国	2 オーストラリア	3 韓国	4 中国	5 ハンガリー																					
6 ブラジル	7 米国	8 ルーマニア	9 その他()																						
(15) 地域枠等 従事要件が終了している場合を含め、該当する場合記入すること。 ※自治医科大学出身者は要記入、防衛医科大学校及び産業医科大学は記入不要。	<table border="1"> <tr> <td>1 従事要件あり →</td> <td>要件となる従事年数</td> <td>年</td> <td>従事要件を終了した場合には、右欄に○を付けること。</td> </tr> <tr> <td>2 従事要件なし</td> <td>要件となる従事場所</td> <td>[都道府県] ・ その他</td> <td></td> </tr> <tr> <td>奨学金貸与元</td> <td>1 都道府県</td> <td>2 大学</td> <td>3 その他 4 なし</td> </tr> <tr> <td>選抜方式</td> <td>1 別枠方式(一般の選抜枠と別に選抜)</td> <td>2 手挙げ方式(一般の選抜枠と共通で選抜)</td> <td></td> </tr> </table>	1 従事要件あり →	要件となる従事年数	年	従事要件を終了した場合には、右欄に○を付けること。	2 従事要件なし	要件となる従事場所	[都道府県] ・ その他		奨学金貸与元	1 都道府県	2 大学	3 その他 4 なし	選抜方式	1 別枠方式(一般の選抜枠と別に選抜)	2 手挙げ方式(一般の選抜枠と共通で選抜)									
1 従事要件あり →	要件となる従事年数	年	従事要件を終了した場合には、右欄に○を付けること。																						
2 従事要件なし	要件となる従事場所	[都道府県] ・ その他																							
奨学金貸与元	1 都道府県	2 大学	3 その他 4 なし																						
選抜方式	1 別枠方式(一般の選抜枠と別に選抜)	2 手挙げ方式(一般の選抜枠と共通で選抜)																							
(16) 臨床研修修了の有無	1 有 2 無 (17) 臨床研修病院の所在都道府県名 (16)が有の場合																								
(18) 本屆出票の活用に対する確認	各都道府県における医師確保対策の検討等に活用するため、本屆出票に記載した情報の全部又は一部を、住所地の都道府県及び従事先の所在地の都道府県が利用することに同意しない場合には、右欄に○を付けること。 同意しない場合																								
(19) 備考																									

歯科医師届出票について

三師届 厚生労働省

検索



1. 届出方法

次の(1)又は(2)のいずれかの方法を任意で選び、届出する。

(1) オンラインによる届出

「医療従事者届出システム」を通じてオンラインによる届出が可能。詳細は、厚生労働省ホームページを確認。

(2) 紙媒体による届出

歯科医師届出票を切り取り線で切り離し、届出票のみを提出する。

提出先は原則として「(1)住所」を管轄する保健所長に提出する。ただし、「(8)主たる従事先」を管轄する保健所長に提出しても差し支えない。

2. 紙届出票の記入上の注意事項

(1) 令和6年歯科医師届出票を使用する。令和6年歯科医師届出票の裏面には、今回から追加された(13)臨床研修修了の有無の項目がある。

(2) 黒ボールペンを用いて、はっきり記入する。(鉛筆、摩擦熱でインクが消えるボールペンは使用しない。)

(3) 該当する事項に○を付けて選択する場合には、その番号を○で囲む。

(4) 誤って記入した場合の訂正は、訂正箇所に二重線を引いて抹消し、なるべくその行の上部余白に正しい事項を記入する。また、この場合の訂正印は不要。

3. 記入要領

(1) 住所 住所の郵便番号を郵便番号欄に必ず記入し、住所欄には番地又は番号まで正確に記入する。

(2) 氏名 歯科医師免許証に記載されている氏名を正確に記入する。婚姻等により戸籍上の改姓はしたが、歯科医籍の改姓がなされていない場合には、改姓した戸籍上の氏名を記入し、「(17)備考」欄に「婚姻により改姓」、「歯科医籍の氏名変更申請中」等と明記する。歯科医籍上の改姓はしたが、歯科医師免許証上の改姓がなされていない場合には、改姓した歯科医籍上の氏名を記入する。

メールアドレス 大文字、小文字、記号等を明確に記入する。

例 「1」(イチ)、「I」(アイ)、「l」(エル)

「0」(ゼロ)、「O」(オー)

本届出票に記載したメールアドレス等の連絡先を情報配信や調査等のために利用することに同意しない場合は、右欄に○を記入する。なお、届出票に記入したメールアドレスについて、届出後の変更手続きは不要。

(5) 歯科医籍登録番号 歯科医師免許証に記載されている番号を、6桁で枠内に記入する。

6桁に足りない場合は、足りない桁数分、先頭に0(ゼロ)を付ける。

例 第123号の場合 → 第 0 0 0 1 2 3 号

(6) 歯科医籍登録年月日 歯科医師免許証を再交付された場合には、「再交付年月日」を記入しないよう特に注意する。

(7) 従事している施設及び業務の種別 複数の施設に従事していない場合、「従たる施設・業務の種別」欄は無記入とする。なお、同一施設内で複数の業務に従事している場合は、最も長時間従事している業務の種別を選択する。

診療所	01 開設者又は法人の代表者	診療所を開設している者又は診療所を開設する法人の代表者(理事長等)
	02 勤務者	開設者又は法人の代表者を除く診療所の勤務者(臨床研修歯科医を含む。)
病院	03 開設者又は法人の代表者	病院を開設している者又は病院を開設する法人の代表者(理事長等)
	04 勤務者	開設者又は法人の代表者以外並びに歯学部若しくは医学部を有する大学又は大学研究所の附属病院以外の病院の勤務者(臨床研修歯科医を含む。)
医 育 機 関	05 臨床系の教官又は教員	歯学部若しくは医学部を有する大学又は大学研究所やその附属病院に勤務する臨床系の者(教授、准教授、講師、助教等)
	06 臨床系の大学院生	歯学部若しくは医学部を有する大学又は大学研究所やその附属病院に勤務する臨床系の大学院生
	07 臨床系の勤務者で05及び06以外の者(医員、臨床研修歯科医、その他)	歯学部若しくは医学部を有する大学又は大学研究所やその附属病院に勤務する臨床系の者(医員、臨床研修歯科医、医局員(有給・無給にかかわらず。)、研究生等)
	08 臨床系以外の大学院生	歯学部若しくは医学部を有する大学又は大学研究所やその附属病院に勤務する臨床系以外の大学院生
	09 臨床系以外の勤務者で08以外の者(教官、教員、その他)	歯学部若しくは医学部を有する大学又は大学研究所やその附属病院に勤務する臨床系以外の者(施設の管理者、基礎系の教授、准教授、講師、助教、研究生等)
介護老人施設	10 開設者又は法人の代表者	介護老人保健施設を開設している者又は介護老人保健施設を開設する法人の代表者(理事長等)
	11 勤務者	開設者又は法人の代表者を除く介護老人保健施設の勤務者
介護医療院	12 開設者又は法人の代表者	介護医療院を開設している者又は介護医療院を開設する法人の代表者(理事長等)
	13 勤務者	開設者又は法人の代表者を除く介護医療院の勤務者
上記以外の施設	14 医育機関以外の教育機関又は研究機関の勤務者	歯学部及び医学部を有していない大学又は大学研究所やその附属機関に従事している者(教授、准教授、講師、助教、大学院生、研究生等)
	15 行政機関の従事者	国、都道府県、保健所、市町村等の行政機関に従事している者
	16 上記以外の保健衛生業務の従事者	血液センター、生命保険会社(嘱託医)、社会保険診療報酬支払基金等の保健衛生業務に従事している者
その他	17 その他の業務の従事者	01～16に含まれない者で、歯科医師としての資格を必要としない業務に従事している者(会社役員等)
	18 無職の者	職業に従事していない者で、休業中、病気療養等休職中の者を含めない。

裏面へ続く

- (8) 主たる従事先 (7) 欄の「主たる施設・業務の種別」に01～16のいずれかを記入した場合の従事先について記入する。
- 所在地 郵便番号を郵便番号欄に必ず記入し、従事先の所在地欄には市・区・町村名まで記入する。
- 就業形態 雇用形態にかかわらず、施設で定めた勤務時間（所定労働時間）のすべてを勤務しているか否かで、常勤・非常勤を区別し、いずれかを○で囲む。施設で定めた勤務時間が週32時間未満の場合は非常勤とする。
- 主たる業務内容 最も長時間従事している業務内容を○で囲む。「3 管理」とは診療や教育・研究とは別に、施設において管理職にある者で、経営や指導等の管理業務を行うこと。
- 休業の取得 令和6年12月31日現在において、産前・産後休業、育児休業又は介護休業を取得している者は該当する番号を○で囲む。いずれも該当しない場合は、無記入とする。
- (9) 従たる従事先 (7) 欄の「従たる施設・業務の種別」に01～16のいずれかを記入した場合の従事先について記入する。
- 所在地 郵便番号を郵便番号欄に必ず記入し、従事先の所在地欄には市・区・町村名まで記入する。
- (10) 従事する診療科名等 (7) 欄の「主たる施設・業務の種別」に01～07のいずれかを記入した場合の従事先における診療科名等について、該当するすべての番号を○で囲む。
- 「5 臨床研修歯科医」 歯科医師法第16条の2第1項の規定により、歯学若しくは医学を履修する課程を置く大学に附属する病院（歯科医業を行わないものを除く。）又は厚生労働大臣の指定する病院若しくは診療所において、卒後1年以上の臨床研修を受けている者。
- 主たる診療科名の番号 (1つ) 複数の診療科に従事している場合には、そのうちの主たるものの番号を1つ記入する。
例 ① 歯科 ② 矯正歯科 主たる診療科が「① 歯科」の場合 →
- | |
|----------------|
| 主たる診療科名の番号(1つ) |
| 1 |
- (11) 取得している広告可能な歯科医師の専門性に関する資格名 令和6年12月31日現在において、1～6に掲げる広告可能な歯科医師の専門性に関する資格を取得している場合に該当する資格名すべての番号を○で囲む。
なお、1～6の資格名は令和6年6月30日における「医療法第6条の5第3項及び第6条の7第3項の規定に基づく医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項」（平成19年厚生労働省告示第108号）第1条第2号に基づき広告することができる歯科医師の専門性に関する資格名である。
- (12) 歯科医師免許取得の際に歯学課程を修めた大学名等 01～30までの該当する番号を必ず1つ○で囲む。修了した大学院名等の番号を○で囲まない。
また、大学の再編・統合・改称により該当の大学名が選択肢にない場合、再編・統合・改称が行われた後の大学名の番号を○で囲む。なお、再編・統合・改称により大学名が変更されている大学は以下の通りである。
- 東日本学園大学 → 13 北海道医療大学
東北歯科大学 → 15 奥羽大学
城西歯科大学 → 16 明海大学
岐阜歯科大学 → 26 朝日大学
- (13) 臨床研修修了の有無及び(14)臨床研修施設の所在都道府県 歯科医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修を修了した者は「1 有」を○で囲む。
「1 有」を○で囲んだ場合は、(14)の欄に臨床研修を修了した臨床研修施設が所在する都道府県名を記入する。
なお、平成18年4月の臨床研修必修化以前に行われていた臨床研修も含む。
- (15) 出身地 あなたが高校等を卒業する前までに過ごした期間が最も長い都道府県（出身地）を記入する。
外国の場合は「外国」を○で囲む。
- (17) 備考 届出票の記入事項に説明を要すると思われる事項を明記する。医師又は薬剤師免許を併せ有する者は、その旨を明記し（「医師免許併有」等）、併有している届出票についても提出する。

歯科医師法では、2年に1度の届出が義務づけられております。なお、届出を行わない歯科医師の方は、「医師等資格確認検索システム」(https://licenseif.mhlw.go.jp/search_isei/)に氏名等が掲載されません。



歯科医師届出票

(令和6年12月31日現在)

(1) 住所	〒□□□-□□□□ 都道府県 市 区 町村	
ふりがな	電 話	
(2) 氏 名	(- -)	
メールアドレス	※本届出票に記載したメールアドレス等の連絡先を情報配信や調査等のために利用することに同意しない場合は、右欄に○を付けること。同意しない場合	
(3) 性別	1 男 ・ 2 女	(4) 生 年 月 日 1 平成 2 昭和 3 大正 4 明治 年 月 日
(5) 歯科医籍登録番号	第 号	(6) 歯科医籍登録年月日 1 令和 2 平成 3 昭和 4 大正 年 月 日
(7) 従事している施設及び業務の種別		
回答欄	施設の種別	業 務 の 種 別
01～18のうち1つを記入すること。	診療所	01 開設者又は法人の代表者 02 勤務者
主たる施設・業務の種別(1つ)	病院 (医療機関附属の病院を除く。)	03 開設者又は法人の代表者 04 勤務者
	医療機関 (歯学部若しくは医学部を有する大学又はその附属機関)	05 臨床系の教官又は教員 06 臨床系の大学院生 07 臨床系の勤務者で05及び06以外の者(医員、臨床研修歯科医、その他) 08 臨床系以外の大学院生 09 臨床系以外の勤務者で08以外の者(教官、教員、その他)
複数の施設に従事している場合で2番目に長時間従事している施設について01～17のうち1つを記入すること。	介護老人保健施設	10 開設者又は法人の代表者 11 勤務者
	介護医療院	12 開設者又は法人の代表者 13 勤務者
従たる施設・業務の種別(1つ)	上記以外の施設	14 医療機関以外の教育機関又は研究機関の勤務者 15 行政機関の従事者 16 上記以外の保健衛生業務の従事者
	その他	17 その他の業務の従事者 18 無職の者
(8) 主たる従事先 (「名称」「所在地」「電話」は、(7)欄の「主たる施設・業務の種別」に01～16のいずれかを記入した場合の従事先について記入すること。)		
ふりがな	電 話	
名 称	代表電話 (- -)	
所 在 地	〒□□□-□□□□ 都道府県 市 区 町村	
(「就業形態」「主たる業務内容」「休業の取得」は、(7)欄の「主たる施設・業務の種別」に01～05、07及び09～16のいずれかを記入した者のみが記入すること。)		
就 業 形 態	1 常勤 2 非常勤 ※「常勤」とは原則として施設で定めた勤務時間のすべてを勤務している者(ただし、勤務時間が1週間あたり32時間未満の者は含まない)。「非常勤」とは「常勤」以外の者。	
主たる業務内容	1 診療 2 教育・研究 3 管理 4 その他	
休 業 の 取 得 (取得中の者のみ)	1 産前・産後休業 2 育児休業 3 介護休業	
(9) 従たる従事先 (複数の施設に従事している場合、(7)欄の「従たる施設・業務の種別」に01～16のいずれかを記入した場合の従事先について記入すること。)		
ふりがな	電 話	
名 称	代表電話 (- -)	
所 在 地	〒□□□-□□□□ 都道府県 市 区 町村	

裏面へ続く



R06



(10) 従事する診療科名等 従事するすべての診療科名の番号を○で囲むこと。 また、2つ以上○で囲んだ者は右欄に主たる診療科名の番号を1つ記入すること。		((7)欄の「主たる施設・業務の種別」に01～07のいずれかを記入した者のみが記入すること。)	
		1 歯科 2 矯正歯科 3 小児歯科 4 歯科口腔外科 5 臨床研修歯科医 臨床研修歯科医の場合、「5 臨床研修歯科医」のみを○で囲むこと。	
		主たる診療科名の番号(1つ)	
(11) 取得している広告可能な歯科医師の専門性に関する資格名 取得しているすべての資格名の番号を○で囲むこと。		医療法に基づいて広告することが可能とされている歯科医師の専門性に関する資格を指す。 資格は更新制であるため、資格を取得しているかどうかを確認の上記入すること。 なお、「認定医」は広告可能な資格ではないことに留意すること。	
		1 口腔外科専門医 2 歯周病専門医 3 歯科麻酔専門医 4 小児歯科専門医 5 歯科放射線専門医 6 補綴歯科専門医	
(12) 歯科医師免許取得の際に歯学課程を修めた大学名等 大学名等の番号を1つ○で囲むこと。 (修了した大学院名等の番号を○で囲まないこと。)		国立 01 北海道大学 02 東北大学 03 東京医科歯科大学 04 新潟大学 05 大阪大学 06 岡山大学 07 広島大学 08 徳島大学 09 九州大学 10 長崎大学 11 鹿児島大学	
		公立 12 九州歯科大学	
		私立・外国歯学校 13 北海道医療大学 14 岩手医科大学 15 奥羽大学 16 明海大学 17 東京歯科大学 18 昭和大学 19 日本大学 20 日本大学(松戸歯学部) 21 日本歯科大学(生命歯学部) 22 日本歯科大学(新潟生命歯学部) 23 神奈川歯科大学 24 鶴見大学 25 松本歯科大学 26 朝日大学 27 愛知学院大学 28 大阪歯科大学 29 福岡歯科大学(口腔歯学部) 30 外国の歯学校	
(13) 臨床研修修了の有無		1 有 2 無 (14) 臨床研修施設の所在都道府県名(13)が有の場合	
(15) 出身地		(あなたが高校等を卒業する前までに過ごした期間が最も長い都道府県(出身地)を記入すること。外国の場合は「外国」を○で囲むこと。)	
		[都道府県] ・ 外国	
(16) 本届出票の活用に対する確認		各都道府県における歯科医師の適正配置の検討等に活用するため、本届出票に記載した情報の全部又は一部を、住所地の都道府県及び従事先の所在地の都道府県が利用することに同意しない場合には、右欄に○を付けること。	
		同意しない場合	
(17) 備考			

提出期限 翌年1月15日

薬剤師届出票について

三師届 厚生労働省

検索



1. 届出方法

次の(1)又は(2)のいずれかの方法を任意で選び、届出する。

(1) オンラインによる届出

「医療従事者届出システム」を通じてオンラインによる届出が可能。詳細は、厚生労働省ホームページを確認。

(2) 紙媒体による届出

薬剤師届出票を切り取り線で切り離し、届出票のみを提出する。

提出先は原則として「(1)住所」を管轄する保健所長に提出する。ただし、「(8)主たる従事先」を管轄する保健所長に提出しても差し支えない。

2. 紙届出票の記入上の注意事項

(1) 令和6年薬剤師届出票を使用する。令和6年薬剤師届出票の表面には、今回から追加された(9)従たる従事先の項目がある。

(2) 黒ボールペンを用いて、はっきり記入する。(鉛筆、摩擦熱でインクが消えるボールペンは使用しない。)

(3) 該当する事項に○を付けて選択する場合には、その番号を○で囲む。

(4) 誤って記入した場合の訂正は、訂正箇所にも二重線を引いて抹消し、なるべくその行の上部余白に正しい事項を記入する。また、この場合の訂正印は不要。

3. 記入要領

(1) 住所

住所の郵便番号を郵便番号欄に必ず記入し、住所欄には番地又は番号まで正確に記入する。

(2) 氏名

薬剤師免許証に記載されている氏名を正確に記入する。婚姻等により戸籍上の改姓はしたが、薬剤師名簿の改姓がなされていない場合には、改姓した戸籍上の氏名を記入し、「(13)備考」欄に「婚姻により改姓」、「薬剤師名簿の氏名変更申請中」等と明記する。薬剤師名簿上の改姓はしたが、薬剤師免許証上の改姓がなされていない場合には、改姓した薬剤師名簿上の氏名を記入する。

メールアドレス

大文字、小文字、記号等を明確に記入する。

例 「1」(イチ)、「I」(アイ)、「l」(エル)

「0」(ゼロ)、「O」(オー)

本届出票に記載したメールアドレス等の連絡先を情報配信や調査等のために利用することに同意しない場合は、右欄に○を記入する。なお、届出票に記入したメールアドレスについて、届出後の変更手続きは不要。

(5) 薬剤師名簿登録番号

薬剤師免許証に記載されている番号を、6桁で枠内に記入する。

6桁に足りない場合は、足りない桁数分、先頭に0(ゼロ)を付ける。

例 第123号の場合

→

第	0	0	0	1	2	3	号
---	---	---	---	---	---	---	---

(6) 薬剤師名簿登録年月日

薬剤師免許証を再交付された場合には、「再交付年月日」を記入しないよう特に注意する。

(7) 従事している施設及び業務の種別

複数の施設に従事していない場合、「従たる施設・業務の種別」欄は無記入とする。なお、同一施設内で複数の業務に従事している場合は、最も長時間従事している業務の種別を選択する。

薬局	01 開設者又は法人の代表者(管理者)	薬局を開設している者又は薬局を開設する法人の代表者であって、薬局を実地に管理する者
	02 開設者又は法人の代表者(管理者以外)	薬局を開設している者又は薬局を開設する法人の代表者であって、上記01以外の者
	03 勤務者(管理者)	開設者又は法人の代表者を除く薬局の勤務者であって、薬局を実地に管理する者
	04 勤務者(管理者以外)	開設者又は法人の代表者を除く薬局の勤務者であって、上記03以外の者
病院	05 調剤・病棟業務	病院において、調剤、病棟業務、薬歴管理、服薬指導、医薬品情報業務等に従事している者
	06 その他(治験、検査等)	病院において、調剤・病棟業務以外の業務に従事している者
診療所	07 調剤・病棟業務	診療所において、調剤、病棟業務、薬歴管理、服薬指導、医薬品情報業務等に従事している者
	08 その他(治験、検査等)	診療所において、調剤・病棟業務以外の業務に従事している者
介護施設	09 介護老人保健施設の勤務者	介護老人保健施設で薬剤師として従事している者
	10 介護医療院の勤務者	介護医療院で薬剤師として従事している者
大学	11 勤務者(研究・教育)	大学において、教育又は研究に従事している者(教授、准教授、講師、助教等)
	12 大学院生又は研究生	大学において、上記11以外の大学院生又は研究生
医薬関係企業	13 医薬品製造販売業・製造業(研究・開発、営業、その他)	製薬会社(その研究所を含む)、血液センター等医薬品の製造販売業又は製造業に従事している者(企業から派遣される治験コーディネーターを含む。)
	14 店舗販売業	店舗販売業者又は店舗販売業に従事している者(旧薬種商を含む。)
	15 配置販売業	配置販売業者又は配置販売業に従事している者(既存配置販売業を含む。)
	16 卸売販売業	卸売販売業者又は卸売販売業に従事している者
上記の施設以外	17 衛生行政機関又は保健衛生施設の従事者	国、都道府県、保健所、地方厚生局麻薬取締部、地方衛生研究所、国立医薬品食品衛生研究所、公害担当部門等衛生行政機関又は保健衛生施設に従事している者
その他	18 その他の業務の従事者	化粧品や医薬部外品等の製造業、化学工業、食品関係等01～17に含まれない業務に従事している者
	19 無職の者	職業に従事していない者で、休業中、病気療養等休職中の者を含まない。

裏面へ続く

- (8) 主たる従事先 (7) 欄の「主たる施設・業務の種別」に01～18のいずれかを記入した場合の従事先について記入する。
- 所在地 郵便番号を郵便番号欄に必ず記入し、従事先の所在地欄には市・区・町村名まで記入する。
- 就業形態 12月1日～7日の勤務時間として該当する番号を1つ○で囲む。雇用形態に関わらず、施設で定めた勤務時間（所定労働時間）のすべてを勤務し、1週間の勤務時間が32時間以上の場合は1を○で囲み、施設で定めた1週間の勤務時間が32時間未満の場合は非常勤とし、2～5の該当する勤務時間の番号を○で囲む。
- 休業の取得 令和6年12月31日現在において、産前・産後休業、育児休業又は介護休業を取得している者は該当する番号を○で囲む。いずれも該当しない場合は、無記入とする。
- (9) 従たる従事先 (7) 欄の「従たる施設・業務の種別」に01～18のいずれかを記入した場合の従事先について記入する。
- 所在地 郵便番号を郵便番号欄に必ず記入し、従事先の所在地欄には市・区・町村名まで記入する。
- (10) 薬剤師免許取得の際に薬学課程を修めた大学名等 01～75までの該当する番号を必ず1つ○で囲む。修了した大学院名等の番号を○で囲まない。また、大学の再編・統合・改称により該当の大学名が選択肢にない場合、再編・統合・改称が行われた後の大学名の番号を○で囲む。
- (11) 出身地 あなたが高校等を卒業する前までに過ごした期間が最も長い都道府県（出身地）を記入する。外国の場合は「外国」を○で囲む。
- (13) 備考 届出票の記入事項に説明を要すると思われる事項を明記する。医師又は歯科医師免許を併せ有する者は、その旨を明記し（「医師免許併有」等）、併有している届出票についても提出する。

薬剤師法では、2年に1度の届出が義務づけられています。

薬剤師届出票

(令和6年12月31日現在)

(1) 住 所	〒□□□-□□□□ 都 道 府 県 市 郡 区 町 村									
ふりがな	電 話									
(2) 氏 名	(- -)									
メールアドレス	※本届出票に記載したメールアドレス等の連絡先を情報配信や調査等のために利用することに同意しない場合は、右欄に○を付けること。同意しない場合									
(3) 性 別	1 男 ・ 2 女		(4) 生 年 月 日	1 平成 2 昭和 3 大正 4 明治	年	月	日			
(5) 薬剤師名簿登録番号	第		号	(6) 薬剤師名簿登録年月日	1 令和 2 平成 3 昭和 4 大正	年	月	日		
(7) 従事している施設及び業務の種別										
回答欄	施設の種別			業 務 の 種 別						
01～19のうち1つを記入すること。 主たる施設・業務の種別(1つ)	薬局			01 開設者又は法人の代表者(管理者) 02 開設者又は法人の代表者(管理者以外) 03 勤務者(管理者) 04 勤務者(管理者以外)						
	病院			05 調剤・病棟業務 06 その他(治験、検査等)						
	診療所			07 調剤・病棟業務 08 その他(治験、検査等)						
複数の施設に従事している場合で2番目に長時間従事している施設について01～18のうち1つを記入すること。 従たる施設・業務の種別(1つ)	介護保険施設			09 介護老人保健施設の勤務者 10 介護医療院の勤務者						
	大学			11 勤務者(研究・教育) 12 大学院生又は研究生						
	医薬品関係企業			13 医薬品製造販売業・製造業(研究・開発、営業、その他) 14 店舗販売業 15 配置販売業 16 卸売販売業						
	上記以外の施設			17 衛生行政機関又は保健衛生施設の従事者						
	その他			18 その他の業務の従事者 19 無職の者						
(8) 主たる従事先 (「名称」「所在地」「電話」は、(7)欄の「主たる施設・業務の種別」に01～18のいずれかを記入した場合の従事先について記入すること。)										
ふりがな	電 話									
名 称	代表電話 (- -)									
所 在 地	〒□□□-□□□□ 都 道 府 県 市 郡 区 町 村									
〔就業形態〕「休業の取得」は、(7)欄の「主たる施設・業務の種別」に01～11及び13～18のいずれかを記入した者のみが記入すること。										
就 業 形 態 12月1日～7日の勤務時間として該当する番号を1つ○で囲むこと。	〔※「常勤」とは原則として施設で定めた勤務時間のすべてを勤務している者(ただし、勤務時間が1週間あたり32時間未満の者は含まない)。「非常勤」とは「常勤」以外の者。〕 1 常勤(勤務時間32時間以上) 2 非常勤(8時間未満) 3 非常勤(8時間～16時間未満) 4 非常勤(16時間～24時間未満) 5 非常勤(24時間～32時間未満)									
休 業 の 取 得 (取得中の者のみ)	1 産前・産後休業 2 育児休業 3 介護休業									
(9) 従たる従事先 (複数の施設に従事している場合、(7)欄の「従たる施設・業務の種別」に01～18のいずれかを記入した場合の従事先について記入すること。)										
ふりがな	電 話									
名 称	代表電話 (- -)									
所 在 地	〒□□□-□□□□ 都 道 府 県 市 郡 区 町 村									

裏面へ続く

(10) 薬剤師免許取得の際に薬学課程を修めた大学名等	国立	01 北海道大学	02 東北大学	03 千葉大学	04 東京大学	05 富山大学
		06 金沢大学	07 京都大学	08 大阪大学	09 岡山大学	10 広島大学
		11 徳島大学	12 九州大学	13 長崎大学	14 熊本大学	
	公立	15 岐阜薬科大学	16 静岡県立大学	17 名古屋市立大学	18 山口東京理科大学	
大学名等の番号を1つ○で囲むこと。 (修了した大学院名等の番号を○で囲まないこと。)	私立・外国薬学校	19 北海道医療大学	20 北海道科学大学	21 青森大学	22 岩手医科大学	23 東北医科薬科大学
		24 医療創生大学	25 奥羽大学	26 国際医療福祉大学	27 高崎健康福祉大学	28 城西大学
		29 日本薬科大学	30 城西国際大学	31 千葉科学大学	32 帝京平成大学	33 東京理科大学
		34 東邦大学	35 日本大学	36 北里大学	37 慶應義塾大学	38 昭和大学
		39 昭和薬科大学	40 東京薬科大学	41 星薬科大学	42 武蔵野大学	43 明治薬科大学
		44 帝京大学	45 横浜薬科大学	46 新潟薬科大学	47 北陸大学	48 愛知学院大学
		49 金城学院大学	50 名城大学	51 鈴鹿医療科学大学	52 京都薬科大学	53 同志社女子大学
		54 立命館大学	55 大阪大谷大学	56 大阪医科薬科大学	57 近畿大学	58 摂南大学
		59 神戸学院大学	60 神戸薬科大学	61 兵庫医科大学	62 姫路獨協大学	63 武庫川女子大学
		64 就実大学	65 広島国際大学	66 福山大学	67 安田女子大学	68 徳島文理大学
		69 松山大学	70 第一薬科大学	71 福岡大学	72 長崎国際大学	73 崇城大学
		74 九州保健福祉大学	75 外国の薬学校			
		(11) 出身地	(あなたが高校等を卒業する前までに過ごした期間が最も長い都道府県(出身地)を記入すること。外国の場合は「外国」を○で囲むこと。)		[都道府県] ・ 外国	
(12) 本届出票の活用に対する確認	各都道府県における薬剤師確保対策の検討等に活用するため、本届出票に記載した情報の全部又は一部を、住所地の都道府県及び従事先の所在地の都道府県が利用することに同意しない場合には、右欄に○を付けること。				同意しない場合 ☐	
(13) 備考						

提出期限 翌年1月15日

(保健師、助産師、看護師、准看護師)業務従事者届

※ 裏面の「記入上の注意事項」を参照の上記載し、選択する項目は該当する番号に☑を記入してください。(令和6年12月31日現在)

※ 複数の施設に勤務している場合も、届出は1人1回です。オンラインで届出をした場合、書面での届出は不要です。

ふりがな		性 別		生 年 月 日	
氏 名		□1 男 □2 女		□1令和 □2平成 □3昭和 年 月 日 (令和6年12月31日現在 歳)	
届出者の住所		都道府県			
メールアドレス					
免許の種類		登録番号 ※()欄は旧規則での免状保有者等のみ記入		登録年月日	
保健師籍		□厚生労働省 □(都道府県)第		□1令和 □2平成 □3昭和 年 月 日	
助産師籍		□厚生労働省 □(都道府県)第		□1令和 □2平成 □3昭和 年 月 日	
看護師籍		□厚生労働省 □(都道府県)第		□1令和 □2平成 □3昭和 年 月 日	
准看護師籍		都道府県 第		□1令和 □2平成 □3昭和 年 月 日	
主たる業務		□1 保健師業務 □2 助産師業務 □3 看護師業務 □4 准看護師業務 ※いずれか1つを選択してください			
業務に従事する場所 ※主たる従事場所を1～27から1つ選択し、☑		□1 病院			
		診療所(事業所内に設置された診療所を除く) □2 有床 □3 無床			
		助産所 分娩の取扱いあり □4 開設者 □5 従事者 □6 出張のみによる者			
		分娩の取扱いなし □7 開設者 □8 従事者 □9 出張のみによる者			
		訪問看護ステーション □10 管理者 □11 従事者			
		介護保険施設等(1～3及び10,11に掲げる施設を除く) □12 介護老人保健施設 □13 介護医療院 □14 指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) □15 居宅サービス事業所 □16 居宅介護支援事業所 □17 その他			
		社会福祉施設(1～17に掲げる施設を除く) □18 老人福祉施設 □19 児童福祉施設 □20 その他			
		保健所、都道府県又は市町村 □21 保健所 □22 都道府県(21を除く) □23 市町村(21を除く)			
		事業所 □24 事業所内診療所 □25 その他			
		□26 看護師等学校養成所又は研究機関			
※上記で選択した業務従事場所について記載及び選択		所在地		岡山県	
		電話番号		() -	
		名 称			
		雇用形態		□1 正規雇用 □2 非正規雇用(1又は3に該当しない者) □3 派遣(紹介予定派遣を含む)	
		常勤換算		□1 フルタイム労働者 □2 短時間労働者 0. 人 ※2を選択した場合は換算値を記載 常勤換算方法は裏面11参照	
		従事期間等		□1 従事期間1年未満 (従事開始の理由を選択 □ア 新規 □イ 再就業 □ウ 転職 □エ その他) □2 従事期間1年以上2年未満 (従事開始の理由を選択 □ア 新規 □イ 再就業 □ウ 転職 □エ その他) □3 従事期間2年以上	
看護師の 特定行為 研修の修了 状況		特定行為研修の修了の有無		指定研修機関番号 ※修了証に記載されている番号	
		□1 有 □2 無			
		修了した特定行為区分 (該当する全てを選択してください。)			
		□1 呼吸器(気道確保に係るもの)関連		□2 呼吸器(人工呼吸療法に係るもの)関連	
		□3 呼吸器(長期呼吸療法に係るもの)関連		□4 循環器関連	
		□5 心臓ドレーン管理関連		□6 胸腔ドレーン管理関連	
		□7 腹腔ドレーン管理関連		□8 ろう孔管理関連	
		□9 栄養に係るカテーテル管理(中心静脈カテーテル管理)関連		□10 栄養に係るカテーテル管理(末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理)関連	
		□11 創傷管理関連		□12 創部ドレーン管理関連	
		□13 動脈血液ガス分析関連		□14 透析管理関連	
□15 栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連		□16 感染に係る薬剤投与関連			
□17 血糖コントロールに係る薬剤投与関連		□18 術後疼痛管理関連			
□19 循環動態に係る薬剤投与関連		□20 精神及び神経症状に係る薬剤投与関連			
□21 皮膚損傷に係る薬剤投与関連					
修了した領域別パッケージ研修 (該当する全てを選択してください。)		□1 在宅・慢性期領域			
		□2 外科術後病棟管理領域			
		□3 術中麻酔管理領域			
		□4 救急領域			
		□5 外科系基本領域			
		□6 集中治療領域			

【(保健師、助産師、看護師、准看護師)業務従事者届の記入上の注意事項】

提出期限

令和7年1月15日

※就業地の保健所に提出してください。

令和6年12月31日現在の状況を記入してください。

- 1 メールアドレス 個人メールアドレスを記入すること。
- 2 免許の種類 保有する全ての免許について記入すること。
- 3 主たる業務 2以上の免許を有する場合は、そのうち主たる業務を1つ記入すること。
- 4 業務に従事する場所 2以上の場所で業務に従事している場合は、そのうち主たる業務を1つ記入すること。
- 5 診療所 事業所内に設置された診療所については、診療所ではなく事業所に記入すること。
- 6 助産所 分娩取扱いの実績にかかわらず、分娩の依頼に応ずる体制がある場合は、「分娩の取扱いあり」に記入すること。
- 7 介護保険施設 病院、診療所及び訪問看護ステーションに該当するものを除くこと。
- 8 社会福祉施設 病院、診療所、助産所、訪問看護ステーション、介護保険施設等に該当するものを除くこと。
- 9 従事場所の所在地 下記の一覧表を参照し、市区町村番号を記入すること。
- 10 雇用形態 「正規雇用」は、施設が直接雇い入れた者であって、契約期間が限定されていない者を指すこと。
「非正規雇用」は、パートタイマー、アルバイト、準社員、嘱託、臨時社員などの名称にかかわらず、正規雇用又は派遣（紹介予定派遣を含む）に該当しない者を指すこと。
「派遣（紹介予定派遣を含む）」は、派遣会社から派遣されている者を指すこと。
- 11 常勤換算 「雇用形態」にかかわらず、次により記入すること。
「フルタイム労働者」は、1週間の所定労働時間が40時間程度（1日8時間・週5日勤務等）の者を指すこと。
「短時間労働者」は、フルタイム労働者と比較して、1週間の所定労働時間が短い者を指すこと。
（ ）には、次により常勤換算した数値を記入すること。
（小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位で記入。0.1に満たない場合は、0.1と記入。）
常勤換算＝短時間労働者の1週間当たりの労働時間 ÷ フルタイム労働者の1週間当たりの所定労働時間

例)フルタイム労働者の1週間の所定労働時間が40時間で、

① 8時間×2日

② 6時間×5日

40時間

=

① 0.4人

② 0.8人

- 12 従事開始の理由 「新規」は、免許取得後、初めて保健師、助産師、看護師又は准看護師として従事した場合（ただし、2以上の免許を有する場合、最初の免許を取得後に従事した場合とする。）を指すこと。
「再就業」は、現在の就業場所に従事開始前1年間に、保健師、助産師、看護師又は准看護師として従事していない場合（ただし、「新規」を除く。）を指すこと。
「転職」は、現在の就業場所に従事開始前1年間に、保健師、助産師、看護師又は准看護師として従事したことがある場合を指すこと。
「その他」は、新規、再就業、転職のいずれにも該当しない場合を指すこと。

- 13 看護師の特定行為研修の修了状況 「看護師の特定行為研修」とは、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第37条の2第2項第4号に規定する研修を指し、「指定研修機関」とは、同項第5号に規定する特定行為研修を行う者を指すこと。
「特定行為区分」とは、同項第3号に規定する特定行為の区分を指し、「領域別パッケージ研修」とは、同項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令（平成27年厚生労働省令第33号）別表第4の備考第5号に規定するとおり実施した研修を指すこと。
「指定研修機関番号」の欄は、指定研修機関から交付された「特定行為研修修了証」に記載されている「特定行為研修を実施した指定研修機関の指定研修機関番号及び名称」の欄に記載されている指定研修機関番号を記入すること。
「修了した特定行為区分」の欄は、該当する全ての特定行為区分について記入すること。
「修了した領域別パッケージ研修」の欄は、該当する全ての領域について記入すること。

14 市区町村番号一覧

市区町村名	番号	市区町村名	番号	市区町村名	番号	市区町村名	番号
岡山市北区	101	井原市	207	美作市	215	勝央町	622
岡山市中区	102	総社市	208	浅口市	216	奈義町	623
岡山市東区	103	高梁市	209	和気町	346	西粟倉村	643
岡山市南区	104	新見市	210	早島町	423	久米南町	663
倉敷市	202	備前市	211	里庄町	445	美咲町	666
津山市	203	瀬戸内市	212	矢掛町	461	吉備中央町	681
玉野市	204	赤磐市	213	新庄村	586		
笠岡市	205	真庭市	214	鏡野町	606		